

平成二十二年二月二十六日提出
質問第一八一号

県境海域での操業に関する質問主意書

提出者
木村太郎

県境海域での操業に関する質問主意書

本年一月下旬、水産庁は、一方的な操業許可や区域設定をしないよう求めることを内容とした文書を、各都道府県や漁業調整委員会に出していたと聞く。複数県に利害が絡む海域での、操業秩序維持を目的としたものと思う。水産漁業は、四面を海に囲まれている我が国では、大切な分野である。

従って、次の事項について質問する。

- 一 全国的に境界不明確海域は、どのくらい存在しているのか。また、それらはどの海域なのか。
- 二 一に関連し、現在、境界不明確海域において、漁場の紛争がどのくらい存在しているのか。また、それらの漁場はどの海域なのか。
- 三 今回、水産庁が出した文書の内容は、どのようなになっているのか。
- 四 三に関連し、その文書の趣旨が、当事者間で決めたルールに基づき、操業を行うべき内容であるならば、国の役割はどうなるのか。

五 境界不明確海域での操業に関し、漁業許可や区域設定について、都道府県の役割をどう考え、また、漁業調整委員会の役割をどう考えているのか。平成二十二年度の水産庁の予算案では、境界不明確海域の対

策をどのように講じようとしているのか。また、今後の国としての取り組みをどのように考えているのか。

右質問する。